

議案第18号

久喜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

久喜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成22年久喜市条例第148号)の一部を次のように改正する。

別表第2備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、し尿等処理手数料を改めるため、この案を提出するものであります。